

第 1 回 芽室町教育振興基本計画策定委員会次第

令和 8 年 8 月 24 日(月)

午後 6 時 30 分から

芽室町役場地下会議室 5・6

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 委員長・副委員長選任
- 6 第 3 期芽室町教育振興基本計画について（資料 1）
- 7 第 2 期芽室町教育振興基本計画（令和 4 年度から令和 8 年度）の評価、
振返りについて（資料 2）
- 8 その他

芽室町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

委嘱日 令和8年7月1日

	氏 名	所属等	備 考
学 識 経 験 者	おおた ひさえ 太田 久恵	十勝立正学園芽室幼稚園 園長	
	あきい くにあき 浅井 邦昭	北海道芽室高等学校 校長	
	しまの ゆきや 嶋野 幸也	白樺学園高等学校 校長	
	かげもと せいじ 陰元 正二	芽室西小学校学校運営協議会委員	
	あべ りゅう 阿部 立	元芽室西小学校校長	
教 職 員	すがわら はるひこ 菅原 晴彦	芽室西小学校校長	芽室町校長会
	おつと たかひろ 乙戸 貴宏	芽室西中学校校長	芽室町校長会
保 護 者 代 表	いとう ひろと 伊藤 洋人	芽室町PTA連合会 会長	
	よしか たかあき 四方 孝明	芽室町PTA連合会 副会長	
社 会 教 育 委 員	いわの まさし 岩野 真志	社会教育委員 委員長	
	しまかげ ゆりか 島影由里香	社会教育委員	
	なかむら かおる 中村 薫	社会教育委員	
	こばやし ゐつみ 小林 睦未	社会教育委員	
	のざわ まどか 野澤まどか	社会教育委員	
そ の 他	もりた よしまさ 盛田 義政	芽室町指導農業士農業士会 会長	食農担当
	おかだ こうぞう 岡田 幸造	芽室町地域学校協働本部 副会長	コミュニティ・スクール
	ふじい しんじ 藤井 信二	芽室町青少年健全育成協議会 会長	青少協

『芽室町教育振興基本計画』について

1 芽室町教育振興基本計画策定の背景・趣旨

芽室町教育委員会では、令和 5 年 2 月に第 5 期芽室町総合計画の個別計画として、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 か年を計画期間とする、第 2 期芽室町教育基本計画を策定しました。

計画策定時以降、人口減少や少子高齢化の進行、A I 技術やグローバル化の進展、産業構造の変化、経済格差や二極化などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、従来の知識や経験だけでは解を見い出すことが難しい時代となっています。子どもたちが未来において様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことが重要です。

そのため、地域とともにある学校づくりを通して、様々な教育課題を保護者や地域社会と共有し、子どもたちの真に生きる力を育む教育の推進を図る必要があります。

このようなことから、これまで芽室町が取組を進めてきた教育施策をさらに充実させるため、国や北海道の計画を踏まえ、今後の芽室町教育の目標や方向性を明らかにする中で、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目標として、令和 9 年度からの 4 か年を計画期間とする「第 3 期芽室町教育振興基本計画」を策定します。

2 教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、基本的な方針や講ずべき施策その他の必要な事項について、『教育基本法第 17 条』に基づいて定める計画であり、国が定めるものと、地方公共団体が定めるものとがあります。

(1) 国の第 1 期教育振興基本計画（平成 20 年度から平成 24 年度）

平成 20 年に策定された国の『第 1 期教育振興基本計画』では、教育基本法に示された教育の理念の実現に向け、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を、①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる、としています。このような教育の姿の実現を目指し、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の 4 つの基本方向を示しています。

方向 1 社会全体で教育の向上に取り組む

方向 2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

方向 3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

方向 4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

(2) 国の第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年度から平成 29 年度）

平成 25 年 6 月に策定された『第 2 期教育振興基本計画』では、グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、生産年齢人口の減少など深刻な諸課題を抱え、極めて危機的な状況にあると強調しています。一方で、「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなどの強みを踏まえ、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められているとしています。これらを踏まえて、4 つの基本的方向性(ビジョン)を示しています。

- ① 社会を生き抜く力の養成
- ② 未来への飛躍を実現する人材の養成
- ③ 学びのセーフティネットの構築
- ④ 絆づくりと活力のあるコミュニティの形成

(3) 国の第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年度から令和 4 年度）

平成 30 年 6 月に策定された『第 3 期教育振興基本計画』では、人生 100 年次代への突入や超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた技術革新が進展している状況において、人口減少・高齢化などの地域課題や教育への公財政支出が不十分との状況であるとされています。そして、次世代の教育創造に向けた研究開発や持続可能な社会教育システムの構築が求められているとしています。これらの現状を整理し、2030 年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくため 4 つの基本的方向性(ビジョン)を示しています。

- ① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成
- ② 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成
- ③ 生涯学び、活躍できる環境を整備
- ④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築
- ⑤ 教育政策推進のための基盤を整備

(4) 国の第 4 期教育振興基本計画（令和 5 年度から令和 9 年度）

第 4 期計画は、第 3 期計画の理念を引き継ぎつつ、第 3 期計画の進捗状況を踏

まえた教育をめぐる現状を整理し、2040年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくための計画策定に向け、現時点での考え方をまとめています。

これまでの教育の状況等を踏まえ、5つの視点により具体的な施策を提示し、成果目標や指標を設定していくべきとしています。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人事の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話の推進

（５）北海道教育推進計画（平成30年度から令和4年度）

北海道教育委員会では、平成18年10月に北海道が目指す教育の基本的な理念や目標などを明確にするために、「北海道教育ビジョン」を策定し、このビジョンに掲げた教育の基本理念及び基本目標の実現に向けて、平成20年3月に第4次北海道教育長期総合計画である「北海道教育推進計画」が策定されました。

その理念を継承しつつ、本道の将来的な課題を踏まえ、教育施策の総合的な教育計画として、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする、第5次の北海道教育長期総合計画が策定されています。

この計画は、「教育基本法」第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

（６）北海道教育推進計画（令和5年度から令和9年度）

北海道教育委員会では、教育課題の解決と地域創生の実現に向け、北海道が目指す教育の全体像を示すために、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「北海道教育推進計画」が策定されました。

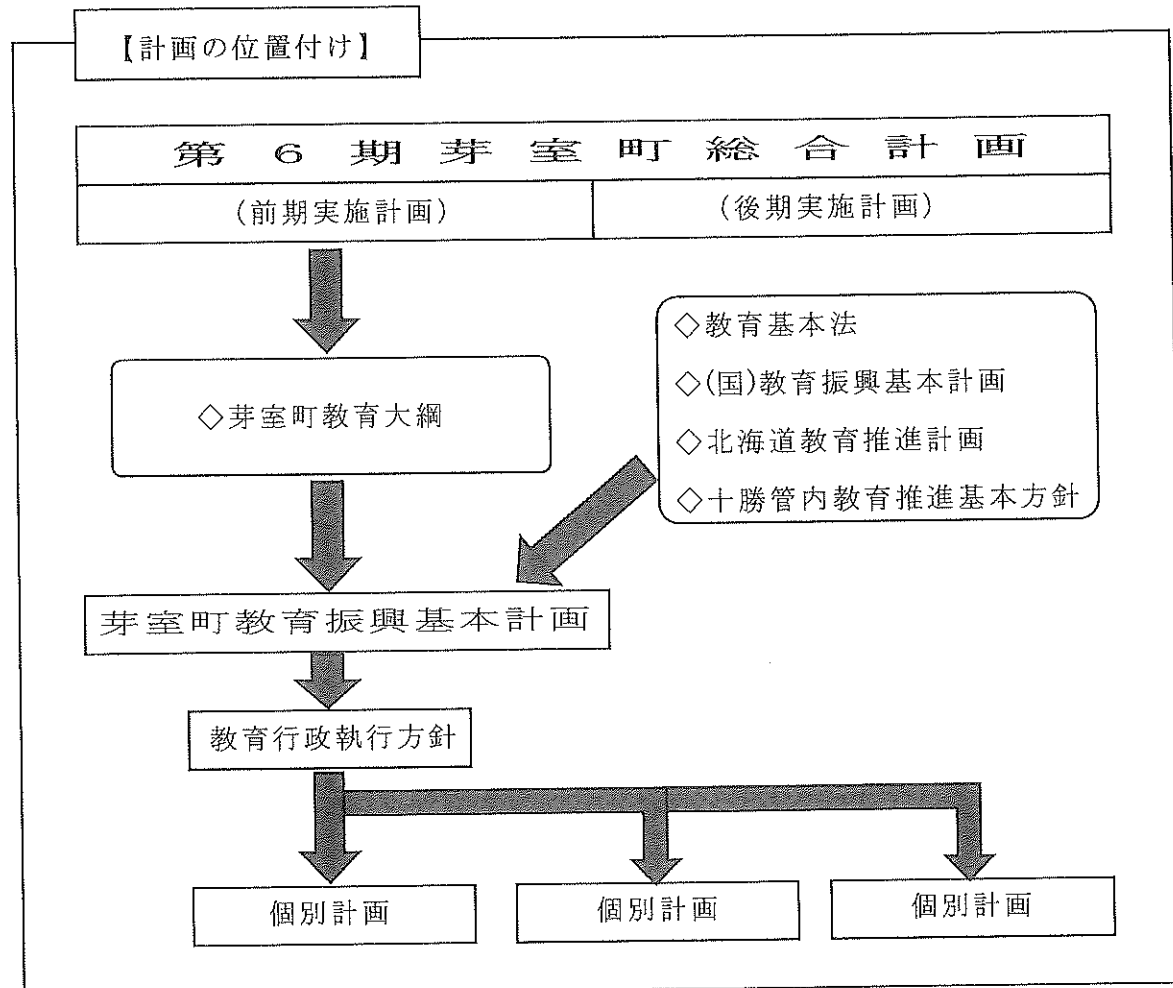
この計画は、国、道、市町村などの行政機関、地域や保護者など全ての道民と連携・協働して推進され、PDCAサイクルによる評価・改善を行い、効果的・効率的な施策につなげる計画です。

3 芽室町教育振興基本計画の位置付けと他の計画との関係

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の（第3期）教育振興基本計画及び（第5次）北海道教育長期総合計画を参酌し、芽室町の実情に応じ、芽室町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するもので、今後におい

て目指すべき教育の目標を実現するための方針を定めるものです。

また、芽室町の最上位計画である「芽室町総合計画」及び「芽室町教育大綱」との整合性を図るとともに、教育委員会が所管・策定する各個別計画の上位計画として、学校教育と生涯学習を包含した教育に関する施策を総合的に示す計画として策定します。



4 芽室町教育振興基本計画の対象範囲

芽室町の教育を取り巻く環境を踏まえた施策展開を効果的・重点的に進めるため、教育委員会の所管する町立小・中学校の学校教育及び幼児から高齢者までの生涯学習全般を対象とします。

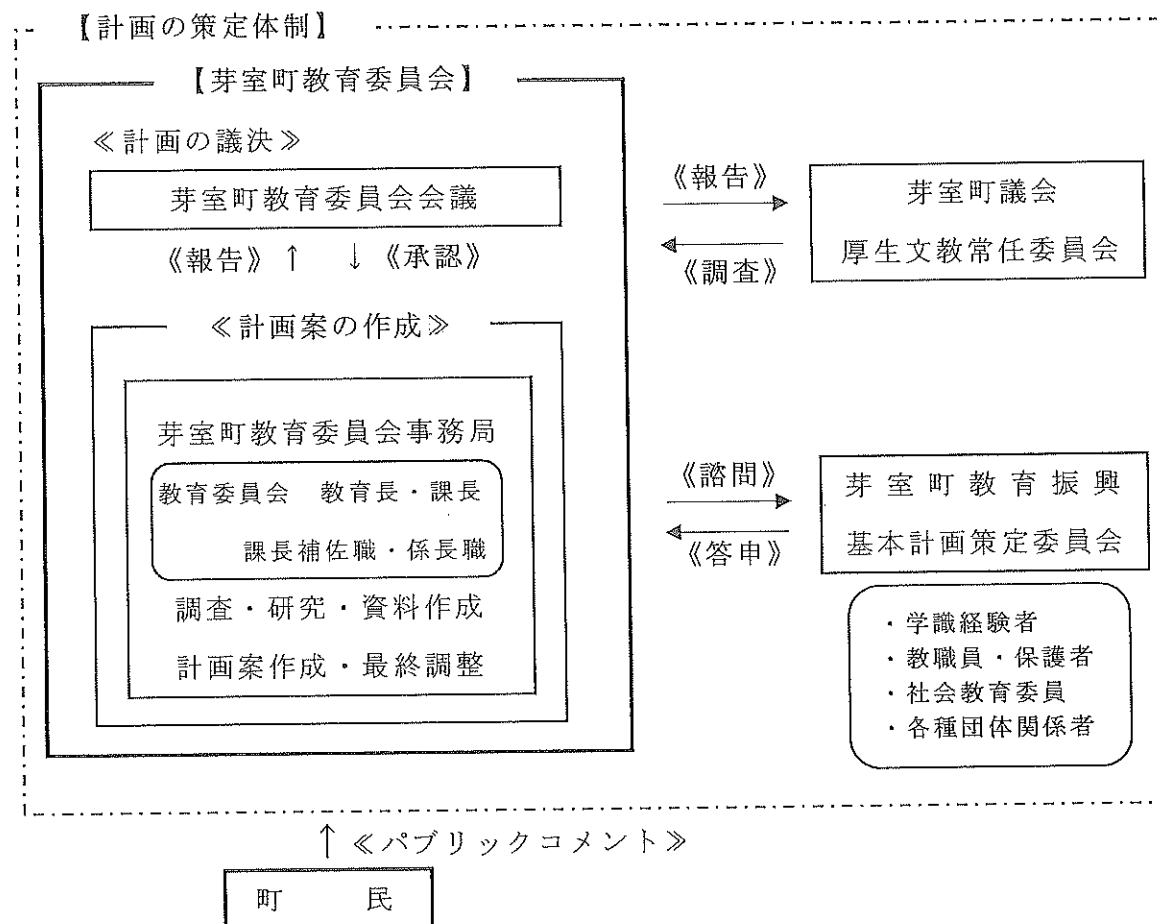
5 芽室町教育振興基本計画の期間

第6期芽室町総合計画前期実施計画の開始年度である令和9年度を初年度に、実施計画の期間である向こう4年間で取り組む教育の姿を示し、その実現に向けて計画的・重点的に取り組む施策を定めます。

6 第3期芽室町教育振興基本計画の策定体制

(1) 芽室町教育振興基本計画策定委員会

- ① 組織：学識経験者、教職員及び保護者、社会教育委員、各種団体関係者等
- ② 所掌：教育振興基本計画策定のための調査及び審議、諮問に対する答申



第 2 期芽室町教育振興基本計画

2023 年度（令和 5 年度）

～

2026 年度（令和 8 年度）



令和 5 年 2 月

芽室町教育委員会

目 次

第1章 第2期芽室町教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	4

第2章 基本理念と施策項目

第1節 基本理念	6
第2節 施策項目	6
1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進	
施策項目（1）確かな学力と社会の変化に対応する力の育成	9
施策項目（2）規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成	12
施策項目（3）健やかな体の育成と健康・防災教育の推進	15
2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立	
施策項目（1）特別なニーズに対応した教育の推進	18
施策項目（2）教育の機会均等などの学びのセーフティネットの構築	20
施策項目（3）安全・安心で質の高い教育環境の整備	22
3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進	
施策項目（1）地域とともにある学校づくりの推進	25
施策項目（2）社会教育の推進と文化・スポーツの振興	27

【参考資料】

1 第2期芽室町教育振興基本計画策定経過	32
2 第2期芽室町教育振興基本計画（原案）の諮問	34
3 第2期芽室町教育振興基本計画（原案）の答申	35
4 芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例	36
5 芽室町教育振興基本計画策定委員会委員名簿	38

第1章 第2期芽室町教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第1節 計画策定の趣旨

本町では、第5期芽室町総合計画の個別計画として、平成30年12月に平成31年度から令和4年度までの4か年を計画期間とする、芽室町教育振興基本期計画を策定しました。

その後、我が国においては、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展、さらには、「Society5.0」の到来、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、従来の知識や経験だけでは解を見出すことが難しい時代になっています。したがって、町民一人一人が、未来において様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長するとともに地域とともにある学校づくりの推進により、保護者や地域社会と目標を共有する中で、子どもたちの郷土愛や夢への挑戦心などを育む教育の実現を地域総がかりで図っていく必要があります。

これらを踏まえ、これまで本町が進めてきた教育施策の改善・充実を図るため、今後の芽室町教育の目標や方向性を明らかにする中で、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくために、「第2期芽室町教育振興基本計画」を策定します。

なお、この計画は教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

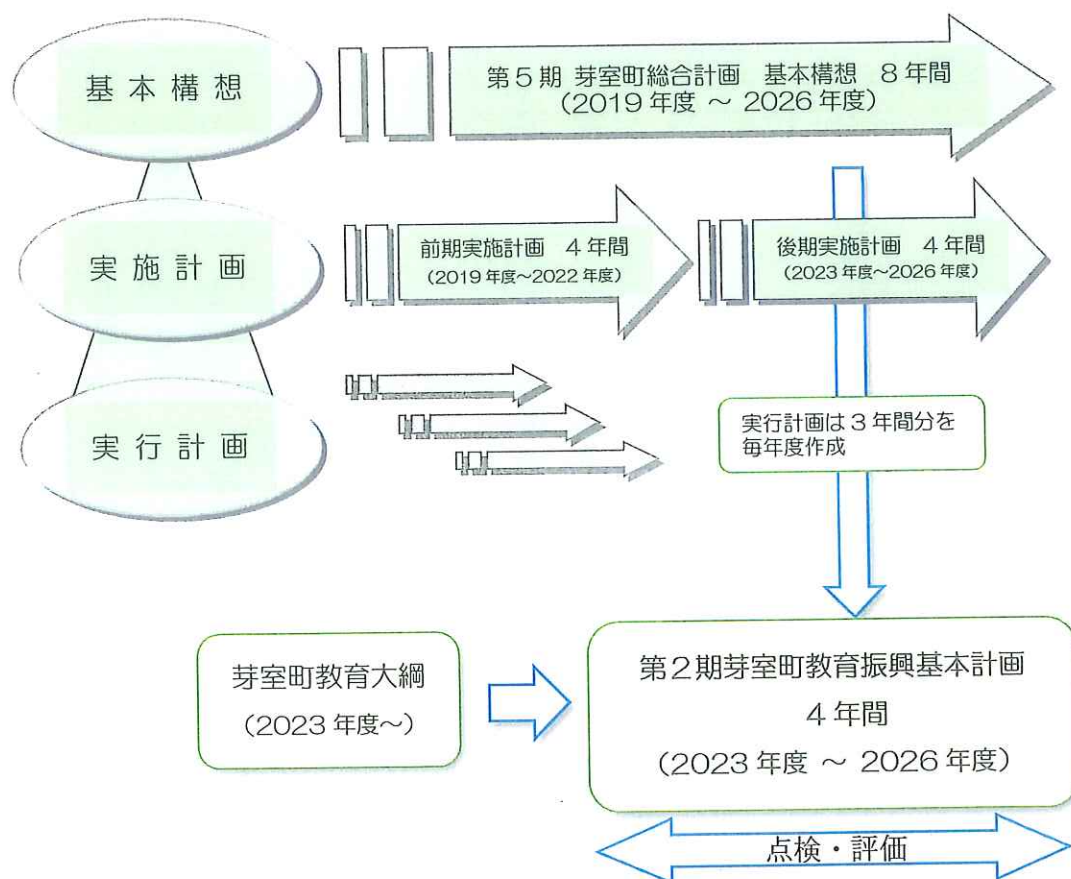
教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抜粋）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、国の「第4期教育振興基本計画」、北海道の「北海道教育推進計画」を踏まえ、「第5期芽室町総合計画後期実施計画」で掲げる教育施策との整合性を図りつつ、町長が定める「教育に関する大綱」に沿うとともに、教育に関する町の諸計画を勘案して策定しています。



第3節 計画の期間

この第2期教育振興基本計画は、2023年度（令和5年度）から2026年度（令和8年度）までの4年間とします。なお、計画期間中であっても、法改正及び町の上位計画の改変、また、様々な社会情勢の変化により新たに対応すべき教育課題等が生じた場合は、適宜見直しを行っていくこととします。

第2章 基本理念と施策項目

第1節 基本理念

第2節 施策項目

第1節 基本理念

豊かな心と健やかな体を育み、人々が充実した生涯を過ごすためには、地域社会と連携・協働し、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を身につけることや、すべての人が主体的に学び、自ら学習した喜びや達成感を得られるような取組が必要です。

また、少子高齢化・人口減少が進むなか、町に愛着や誇りを持ち地域の発展を支える人財の育成が重要となっています。

子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らの良さや可能性を認識するとともに、全ての人を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長できるよう、これからの芽室町が目指す教育の基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」を育む

芽室町への愛着と誇りの醸成 自己有用感の醸成 夢への挑戦心の醸成

自然豊かで農業をはじめ、各種産業などが発展する芽室町を次代に継承していくためには、教育の果たすべき役割が益々重要となっていることから、目指すべき人財を「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」とし、我が町にずっと暮らし続けたい、我が町をずっと支えたいと思うことができる人財を芽室町の地域全体で育んでいきます。

第2節 施策項目

教育を取り巻く諸課題や社会的要請を踏まえ、基本理念を実現するため、今後展開する施策項目（主な取組み）を整理しました。

施策項目と施策の主な取り組み

1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進	
施 策 項 目	
	施策の主な取り組み
(1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成	
	ア 義務教育9年間における確かな学力の育成
	イ 義務教育9年間における「めむろ未来学」の推進
	ウ 義務教育9年間におけるグローバル人財の育成
(2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成	
	ア 道徳教育や情操教育の充実
	イ いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応
	ウ 発達の段階に応じた人権教育、情報モラル教育などの推進
(3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進	
	ア 体力・運動能力の向上と運動習慣の定着
	イ 各教科を通じた、健康で豊かな食生活を支える食育の推進
	ウ 子どもの基本的な生活習慣の確立と健康教育の推進
	エ 防災・安全教育の推進
2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立	
施 策 項 目	
	施策の主な取り組み
(1) 特別なニーズに対応した教育の推進	
	ア 発達支援システムによる一貫性と継続性のある支援体制の充実
	イ 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細やかな対応の充実
(2) 教育の機会均等などの学びのセーフティネットの構築	
	ア 要・準要保護児童生徒就学支援事業の実施
	イ 私立高等学校授業料補助の実施
	ウ 大学等奨学金貸付事業の実施
	エ ヤングケアラー等の児童生徒の状況に応じた支援体制の充実
(3) 安全・安心で質の高い教育環境の整備	
	ア 学校施設などの老朽化対策としての長寿命化改修の計画的な実施
	イ ICT・教材備品等の環境整備
	ウ 課外学習環境の整備
	エ 登下校時の安全・安心の運行管理徹底
	オ 教職員の資質向上と働き方改革の推進

	カ 教職員住宅の適正な維持管理
	キ 小中学校配置計画の見直しと推進
3	持続可能な地域づくりを支える教育の推進
施 策 項 目	
	施策の主な取り組み
	(1) 地域とともにある学校づくりの推進
	ア コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携・協働の推進
	イ 山村留学制度の推進
	ウ 食と農をつなぐ食農教育の推進
	(2) 社会教育の推進と文化・スポーツの振興
	ア 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実
	イ 地域学校協働活動の推進
	ウ 生涯学習支援体制の充実と芸術文化活動の推進
	エ 社会教育・社会体育施設の機能の充実
	オ 社会教育関係団体の支援
	カ 高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進
	キ 文化財の調査・保護の推進
	ク 発祥の地ゲートボールの普及振興

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

第 5 期芽室町後期総合計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

令和3年度の全国学力・学習状況調査によると、本町の平均正答率は、小学校6年生においては全国平均を下回るものの、全国との平均正答率との差が数ポイントに縮まってきています。また、中学校3年生においては、数学は全国平均を数ポイント下回るものの、国語は全国平均と同程度となっています。

また、「学校の授業以外に、普段（月曜日～金曜日）1日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対し、「1時間以上勉強する」と答えた割合が小学校6年生で40.1%（全道58.3%、全国62.5%）、中学校3年生で74.6%（全道71.9%、全国75.9%）であり、特に小学校で家庭学習の時間が短い傾向があります。

変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実が求められています。

そのため、新たに学校における基盤的なツールとなるICTも適切に活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進める必要があります。

2 施策の概要

子どもの確かな学力と社会の変化に対応できる力の育成のため、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めます。また、個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導の充実に努めるとともに、ICT等を活用し、発達段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。その際、義務教育9年間を通して教育が重要になることから、義務教育学校の設置の検討を含め、小中一貫教育を推進していきます。

3 施策の主な取り組み

ア 義務教育9年間における確かな学力の育成

- ①各学校において、学習指導要領に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、授業改善を実現することができるよう、学校教育指導を行うとともに、学校の実情に応じた支援をします。
- ②教育課程編成とその進度の点検、定期的な学校訪問等を担う学校教育推進員の配置を検討します。
- ③町の基幹産業である農業や歴史や文化など、郷土に根ざした特色ある教育活動を推進します。
- ④小中学校全学年における30人以下学級編制の実施や、教職員定数加配教諭によるTT指導及び習熟度別少人数指導の実施などを通じて、きめ細やかで質の高い学びを推進します。
- ⑤全国学力・学習状況調査や学校評価の実施などを通して検証改善サイクルを機能させるなど、学習効果の最大化を図るため、各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立に努めます。
- ⑥小学校における外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備のため、外国語指導助手（ALT）の配置のほか、教員の研修の機会の確保に努めます。
- ⑦学校と家庭が一体となって、ICTを生かした家庭学習の充実を推進します。
- ⑧長期休業中の学習習慣の定着及び学習機会の提供を目的に、小・中学生を対象に学習支援事業（寺子屋めむろ、教育支援センターゆうゆう長期休業中プログラム）を実施します。
- ⑨発達支援システムや「芽室町スタートカリキュラム」により、幼保・小の円滑な接続を推進します。

イ 義務教育9年間における「めむろ未来学」の推進

- ①9年間を見通した探究・提案・発信型の未来志向の学びである「めむろ未来学」の推進を通して、学びの連続性や社会的自立に視点を当てた小中連携・一貫教育を推進及び義務教育学校を検討します。

ウ 義務教育9年間におけるグローバル人財の育成

- ①ICTを有効活用し、発達段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- ②新しい時代に必要となる資質・能力の育成のため、各教科等や総合的な学習の時間における教科等横断的な学習（STEAM教育）や探究的な学習、プログラミング教育などの充実に努めます。
- ③社会的・職業的自立に向け、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポートを活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を推進します。
- ④持続可能な社会の構築に向けて、9月25日を「芽室町・学校SDGsデー」に設定し、SDGsの視点に立った教育活動を推進します。

⑤プログラミング的思考の育成を含む情報活用能力の育成のため、ICT 環境を整備します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (R3)	R4 年度 実績	R5 年度 実績	R6 年度 実績	R7 年度 実績	目標年度 (R8)
① 全国学力・学習状況調査において、児童生徒の科目の平均正答率の全国値を 100 とした場合の値	小 6 96.4 中 3 95.2	小 6 96.7 中 3 97.8	小 6 89.2 中 3 96.1	小 6 104.1 中 3 100.6	小 6 103.4 中 3 97.5	100.0 以上
② 全国学力・学習状況調査において、「学校の授業以外に、普段（月曜日～金曜日）1 日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対して、「1 時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合	小 6 40.1% 中 3 74.6%	小 6 35.3% 中 3 60.6%	小 6 36.1% 中 3 47.8%	小 6 27.2% 中 3 54.4%	小 6 40.7% 中 3 55.0%	小 6 63.0% 中 3 76.0%
③ 全国学力・学習状況調査において、「授業（算数・数学）の内容がよくわかる」「どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合	小 6 84.5% 中 3 63.0%	小 6 80.8% 中 3 71.8%	小 6 78.9% 中 3 76.4%	小 6 78.0% 中 3 67.3%	小 6 85.2% 中 3 75.5%	小 6 85.0% 中 3 75.0%
④ （新）全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や目標を持っている」「どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合	小 6 79.7% 中 3 69.3%	小 6 74.4% 中 3 59.0%	小 6 81.7% 中 3 79.1%	小 6 75.7% 中 3 72.8%	小 6 88.9% 中 3 69.5%	小 6 85.0% 中 3 75.0%

■評価・振り返り

①小学校は令和 6 年度から目標数値を超えているが、中学校は令和 6 年度に目標数値を超えたものの令和 7 年度時点では目標数値に達していない状況である。

小学校においては目標数値より 3.4 ポイント高く、中学校においては目標数値より 2.5 ポイント低い状況であるが基準年度に比べ 2.3 ポイント増加している。

②令和 7 年度時点では、小学校、中学校ともに目標数値に達していない状況である。

小学校においては目標数値より 22.3% 低い、基準年度に比べ 0.6% 増加している。目標数値には届かない

いが、令和6年度まで下降していた数値が令和7年度に上向きになっている。中学校においても目標数値より21%低い状況であり、基準年度に比べても19.6%減少しているが、令和5年度から増加に転じている。

③令和7年度時点では、小学校、中学校ともに目標数値に達している。

小学校、中学校ともに目標数値よりもそれぞれ0.2%、0.5%高くなっており、基準年度と比較してもそれぞれ0.7%、12.5%増加している。

④令和7年度時点では、小学校は目標数値に達しているが、中学校では達していない状況である。小学校においては、目標数値より3.9%高くなっており、基準年度と比べても9.2%増加している。中学校においては、目標数値より5.5%低いですが、令和5年度時点では目標数値を超えている。

※目標達成に向けては、町による小中学校全学年の30人以下学級編成や「3；7の学び（主体的・対話的で深い学び）」、また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的教育を推進することにより町内児童生徒の学力を向上させ、目標の達成を目指す。併せて、「郷育・夢育」を推進し、探求・提案・発信型の学習を通して郷土愛や夢への挑戦心を育み、児童生徒の可能性を引き出す。

5 関連するSDGsの目標



施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成

第 5 期芽室町総合計画後期実施計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

政策 2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

1 現状と課題

本町において、令和 3 年度の全国学力・学習状況調査の結果では、「自分には、よいところがある」と回答した児童生徒の割合が、小学校で 74.7%と全国を下回っており、自尊感情が低い傾向が見られますが、中学校では 83.6%と全国を上回っており、自尊感情が高い傾向が見られます。

学校の教育活動全体を通して、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳教育の充実が求められており、教員の指導力の向上を通して道徳科の授業改善を推進するとともに、発達の段階に応じて人権に関する基本的な知識を身に付け、自他を尊重する態度を育成する取組を推進する必要があります。

本町では、芽室町いじめ防止基本方針を策定し、さらに全小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、全町あげていじめの防止や早期発見・解決に取り組んでいます。どの児童生徒にもいじめは生じえるという認識に立ち、「いじめを見過ごさない子ども」の育成のため、家庭と連携し、学校における指導の徹底や意識啓発が求められています。

不登校については、本町においても全国の傾向と同様に増加の傾向にあります。不登校の理由や児童生徒の状況は多様化しており、早期の支援や家庭や関係機関との連携のもと、個別の状況に応じた組織的かつ計画的な支援が必要です。

2 施策の概要

子どもたちに規範意識や互いを思いやる気持ち、生命を大切にする心などの豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図るとともに、芸術に触れる機会や体験活動の充実に努めます。

いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向け、支援体制の整備や不登校支援システムを推進するとともに、発達の段階に合わせた人権教育や情報モラル教育等を推進します。

3 施策の主な取り組み

ア 道徳教育や情操教育の充実

①学校の教育活動全体を通して、生命の尊さや思いやりの心、規範意識などについて、自ら考え行動することができるよう、道徳的課題に子どもたち一人ひとりが向き合う「考え、議論

する道徳」や豊かな心を育む情操教育の充実に努めます。 ②課題解決的・体験的な学習など多様な指導方法を取り入れた授業を展開できるよう、道徳教育推進教師を中心に授業研究・授業改善を図ります。 ③家庭や地域と連携を図り、基本的生活習慣・学習習慣の定着を推進し、規律意識等の道徳的価値を大切に作る心を育成します。 ④児童生徒へ優れた作品に触れる機会を提供する芸術鑑賞事業や、児童生徒の自己肯定感を育成し、活力に満ちた児童生徒を育成することを目的とした講演会等を実施する豊かな心を育む人づくり推進事業を継続し、豊かな情操を養います。 ⑤学校図書標準充足率 100%以上を維持するとともに、学校司書配置について検討します。 ⑥音楽や図画工作・美術等の授業を通じて、心を豊かにする教育を推進します。 ⑦学校や家庭・地域において、児童生徒の豊かな人格形成を推進するため、自然体験や生活体験、お手伝い等の体験活動を充実します。	イ いじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応 ①いじめの未然防止や早期解消に向け、いじめの積極的な認知と情報共有を推進するとともに、「いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応の強化と検証による基本方針の適宜見直しを行います。 ②いじめアンケートの結果に基づいた適切な指導や教員の研修を行うとともに、関係機関と連携して児童生徒へ情報モラル教育や人権教育などを行うなど、いじめの未然防止のための対策を行います。 ③児童一人一人の学校や学級における生活意欲や満足度を把握し、望ましい学級集団づくりや人間関係づくりを進めるため、「Q-Uテスト」等の活用を図ります。 ④いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、指導に当たる教員に対して、スクールライフアドバイザーや教育支援センターを活用した助言・相談、関係機関との連携等の教育相談事業の充実に努めます。 ⑤関係機関と連携し、組織的かつ計画的に不登校支援を実施する不登校支援システムの推進により、登校に困難を抱える児童生徒への多様な学びの保障に努めます。 ⑥既に民間法人に委託している教育支援センターにて、民間のノウハウを最大限に生かした学習プログラムの促進、体験活動の場や機会の提供、及びコミュニケーション能力等の育成を行います。
ウ 発達の段階に応じた人権教育、情報モラル教育などの推進 ①道徳授業や出前講座を活用し、人権に関する正しい知識の習得と自他を尊重する態度を育成する人権教育を推進します。 ②PTA、青少年健全育成協議会等の関係機関と連携して作成した、「芽室町スマホ・ケータイ・ネット親子ルール宣言」の定着を図るとともに、学校・家庭において情報モラル教育の推進をします。 ③成人年齢引き下げに対応できる力を身につけるため、社会科の授業や出前講座等を活用し	

て社会参画の態度を育む主権者教育を推進します。

④主体的に環境に配慮して行動できる態度を身につけるため、各学校に設置している太陽光発電設備の活用や地域の特色を生かした環境教育を、教科横断的に推進します。

⑤誰もが個性や能力を発揮できるよう、ジェンダー平等や多様性への理解を深める教育を推進します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (R3)	R4 年度 実績	R5 年度 実績	R6 年度 実績	R7 年度 実績	目標年度 (R8)
①全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがある」「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小 6	小 6	小 6	小 6	小 6	小 6
	74.7%	77.6%	82.2%	89.6%	96.3%	77.0%
	中 3	中 3	中 3	中 3	中 3	中 3
②全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「どちらかといえばいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小 6	小 6	小 6	小 6	小 6	すべての児童生徒が「いけないことだと思う」と回答することを目指す
	99.4%	96.8%	96.1%	95.3%	98.1%	
	中 3	中 3	中 3	中 3	中 3	
③（新）全国学力・学習状況調査において、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	小 6	小 6	小 6	小 6	小 6	小 6
	84.0%	64.7%	80.6%	93.1%	92.0%	89.0%
	中 3	中 3	中 3	中 3	中 3	中 3
	94.7%	91.5%	92.9%	97.6%	98.7%	100%

■評価・振り返り

①小学校は令和4年度時点から目標数値に達しており、令和7年度時点では目標数値より19.3%高い。

中学校は令和7年度時点で目標数値に達していないが、基準年度に比べて4.5%増加している。

②令和7年度時点では小学校、中学校とも目標数値に達していない状況である。

小学校においては、目標数値より1.9%低い状況であり、基準年度に比べても1.3%減少している。中学校においては、目標数値より0.7%低い状況であるが、基準年度に比べて3.0%増加している。

③令和7年度時点では小学校は目標数値に達しているが、中学校は達していない状況である。

小学校においては、目標数値より3%高く、基準年に比べても8%増加している。中学校においては目標

数値より1.3%低い状況であるが、基準年度に比べて4%増加している。

※目標達成に向けては、児童生徒の自己有用感を高める「プラスの息の教育（プラス思考で考動する生き方を推奨する教育）」の取り組みや、生命の尊さや思いやりの心、規範意識などについて考えを深め豊かな人間性や社会性を育むため、道徳教育の充実を図り、目標の達成を目指す。

5 関連するSDGsの目標



施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進

第 5 期芽室町後期総合計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

政策 2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

1 現状と課題

本町においては、令和 3 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、「体育の授業以外で 1 週間に運動・スポーツの総運動時間が 60 分以上」と回答した児童生徒の割合が、小学校男子で 89.7%（全国 91.2%、北海道 90.3%）、小学校女子で 88.6%（全国 85.5%、北海道 85.4%）、中学校男子で 89.8%（全国 92.6%、北海道 89.9%）、中学校女子で 79.0%（全国 82.2%、北海道 79.5%）となっており、小学生女子以外は全国・全道に比べて運動時間が短い傾向が見られます。

また、全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べていますか」という質問に対し、「食べている、どちらかと言えば食べている」と回答した児童生徒の割合は 96.3%となっており、高い水準を保ってはいるものの、正しい食習慣が確立していない児童生徒も一定数いる状況です。

子どもの体力は、健康増進のみならず学習意欲にも大きく関わっていることから、学校では体力向上・運動習慣づくりの推進や、栄養教諭による食育指導の充実が求められています。

また、災害や事故、犯罪等から身を守ることができるよう、自ら危険を予測して、回避するための知識や行動を身に付けるなど、危機対応能力の育成が求められています。

2 施策の概要

子どもたちの体力・運動能力の向上を目指し、体育授業の工夫改善やスポーツ機会の充実を図るとともに、子どもの基本的な食習慣や生活習慣の確立のため、食育・食農教育や健康教育の推進に努めます。

危機対応能力を育成するため、学校や家庭、地域、関係機関と連携し、より効果的な防災教育、交通安全教育、防犯教育の推進に努めます。

3 施策の主な取り組み

ア 体力・運動能力の向上と運動習慣の定着

①全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用し、自己の体力の現状を踏まえた体力向上の目標設定と、その実践の推進に努めます。

②保護者に対して、子どもたちの体力や健康の状況について適切な情報提供を行い、保護者の意識啓発を図るほか、全国・全道大会に出場する児童生徒への助成やスポーツ機会の充実を通じて、体力・運動能力の向上を図ります。
イ 各教科を通じた、健康で豊かな食生活を支える食育の推進 ①学校給食を活用した食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導などの健康教育を推進し、食育指導体制の充実を図ります。 ②学校給食の提供を基本とし、食物アレルギーなどに対する代替食の提供など、児童生徒の健やかな成長や発達を支援します。 ③「めむろまるごと給食」は、地元産食材を活用し、食を支える本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全・安心を学び、地元産食材の魅力を知ること、食を支える人への感謝と地元への愛着を育む食育・食農教育として継続して実施します。 ④学校給食施設の衛生管理の徹底と、施設・設備の老朽化に対する計画的な修繕や更新整備を実施します。
ウ 子どもの基本的な生活習慣の確立と健康教育の推進 ①学校・家庭・地域が連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、子どもの基本的な生活習慣の確立を図ります。 ②子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康教育の一環として、小学校4年生、中学校1年生及び学校の2計測（身長・体重）から算出したローレル指数、BMI指数において所見がみられる全学年の児童生徒に生活習慣病検査（血液検査）を実施するとともに、要指導等と診断された児童生徒及び保護者に対し、子育て支援課と連携して栄養指導等を行います。 ③国が推進する8020運動を踏まえ、家庭と連携しながら、歯・口の健康教育の推進に努めます。 ④子どもの視力低下の傾向等を踏まえ、家庭と連携しつつ、学習者用タブレット利用に当たって児童生徒の健康への十分な配慮に努めます。
エ 防災・安全教育の推進 ①各学校において、災害予防等の知識の向上及び地震や水害などにおける避難等の具体的な対応方法の習得など、自分の身を守る防災教育の推進に努めます。 ②保健体育の授業や出前講座を活用し、自他の生命を尊ぶ安全教育や性教育、薬物乱用防止等の発達段階に応じた指導を充実します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (R3)	R4 年度 実績	R5 年度 実績	R6 年度 実績	R7 年度 実績	目標年度 (R8)
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点の全国平均値を 50.0 とした場合の値	小 5 男子 47.6 小 5 女子 51.5 中 2 男子 47.3 中 2 女子 46.7	小 5 男子 52.2 小 5 女子 50.0 中 2 男子 49.0 中 2 女子 47.4	小 5 男子 50.8 小 5 女子 54.0 中 2 男子 48.9 中 2 女子 50.5	小 5 男子 53.7 小 5 女子 53.3 中 2 男子 44.6 中 2 女子 49.2	小 5 男子 52.0 小 5 女子 50.0 中 2 男子 49.4 中 2 女子 50.6	50.0 以上
②全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業以外で 1 週間に運動・スポーツの総運動時間が 60 分以上と回答した児童生徒の割合	小 5 男子 89.7% 小 5 女子 88.6% 中 2 男子 89.8% 中 2 女子 79.0%	小 5 男子 93.7% 小 5 女子 91.9% 中 2 男子 83.7% 中 2 女子 78.7%	小 5 男子 86.9% 小 5 女子 87.1% 中 2 男子 81.0% 中 2 女子 76.2%	小 5 男子 96.4% 小 5 女子 76.0% 中 2 男子 86.8% 中 2 女子 80.0%	小 5 男子 87.8% 小 5 女子 88.0% 中 2 男子 91.7% 中 2 女子 83.5%	小 5 男子 92.0% 小 5 女子 93.0% 中 2 男子 93.0% 中 2 女子 83.0%
③全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小 6 84.0% 中 3 91.0%	小 6 75.0% 中 3 78.7%	小 6 81.1% 中 3 83.0%	小 6 78.6% 中 3 79.0%	小 6 84.0% 中 3 75.5%	小 6 90.0% 中 3 95.0%

■評価・振り返り

①令和 7 年度時点では、小学校男女と中学校女子が目標数値に達している状況である。

小学校において、男子については目標数値より 2.0 ポイント高く、基準年度に比べても 4.4 ポイント増加している。女子については目標数値と同ポイントであり、基準年度に比べても 1.5 ポイント減少している。

中学校において、男子については目標数値より 0.6 ポイント低い状況であるが、基準年度に比べて 2.1 ポイント増加している。

②令和 7 年度時点では中学校女子のみ目標数値に達している状況である。

小学校において、男子については目標数値より 4.2% 低い状況であり、基準年度に比べても 1.9% 減少している。女子についても目標数値より 5% 低い状況であり、基準年度に比べても 0.6% 減少している。

中学校において、男子については目標数値より 1.3% 低い状況であるが、基準年度に比べて 1.9% 増加している。

③令和7年度時点では小学校、中学校とも目標数値に達していない状況である。

小学校においては、目標数値より6.0%低い状況であり、基準年度と同じ数値である。

中学校においては、目標数値より19.5%低い状況であり、基準年度に比べても15.5%減少している。

※目標達成に向けては、各校にて全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、取り組みの改善・充実を図るとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進を継続し、子どもの基本的な生活習慣の確立を図ることにより、目標の達成を目指す。

5 関連するSDGsの目標



施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (1) 特別なニーズに対応した教育の推進

第 5 期芽室町総合計画後期実施計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

本町において、令和 3 年度に特別支援学級に在籍する小・中学校の児童生徒は 119 人（全児童生徒数 1,672 人）となっており、平成 29 年度の在籍者数は 88 人（全児童生徒数 1,836 人）であったことから、児童生徒の総数は減っているものの、特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加する傾向にあります。加えて、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実が求められています。

特に、情報化が進展する中、ICT は特別な支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる重要な手段であり、国の GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の整備が行われたことから、特別支援教育の充実に向け、一層の効果的な活用を推進する必要があります。

また、特別な支援が必要な人に対しては、関係機関が連携し、乳幼児から就労期まで一貫性と継続性のある支援を行うことができるよう「芽室町発達支援システム」により、様々な取組を行っています。時代の状況やニーズに対応する支援の充実が必要です。

2 施策の概要

幼児期から学校卒業まで、切れ目のない一貫した指導や支援が行われるよう、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や必要な支援に努めます。

3 施策の主な取り組み

ア 発達支援システムによる一貫性と継続性のある支援体制の充実

- ①認定子ども園・幼稚園・保育所から小学校への情報の円滑な伝達や連携を深め、子どもたちがより良い小学校生活を送ることができるよう「保育と教育の架け橋カンファレンス」を実施します。
- ②読み書きに困り感のある児童の早期発見と適切な指導のため、小学校 1・2 年生を対象に「読み書き支援スクリーニング」を実施します。
- ③小・中学校の円滑な情報伝達により、児童がより良い中学校生活を送ることができるよう、中学校入学前に「特別支援教育における小・中連携事業」を実施します。

④特別な指導が必要な児童生徒に対し、一人ひとりの教育ニーズに応じた支援ができるよう、研修会を実施するなど、「芽室町個別支援計画」の作成と活用を推進します。
⑤就学等の各種相談体制及び関係機関との連携を強化するため、「地域コーディネーター」の複数配置を継続します。
イ 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細やかな対応の充実
①特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、特に学校生活における補助が必要な児童生徒に対して学校支援員を適正に配置します。
②通常学級において特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、ティーム・ティーチングを行えるよう、児童生徒の実態に合わせて教育活動指導助手を配置します。
③学校内外の専門家や関係機関と連携した研修等による教職員の専門性の向上や、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会の活性化等によって、校内支援体制の充実を図ります。
④特別な支援を必要とする子どもが各教科等の学習の効果を高めたり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することができるよう、ICTを活用した教育を推進します。
⑤医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、看護師派遣や教員研修、周囲の児童生徒や保護者への啓発を行います。
⑥多様な指導に対応した教材・教具の整備に努めます。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (R3)	R4 年度 実績	R5 年度 実績	R6 年度 実績	R7 年度 実績	目標年度 (R8)
①「芽室町個別支援計画」を進学先等への引き継ぎに活用している学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
②小・中学校に配置されている教育活動指導助手や支援員の人数	17 人	18 人	18 人	20 人	18 人	適正に 配置

■評価・振り返り

①継続して目標数値に達している状況である。

②令和7年度においては、教育活動指導助手を7名、学校支援員を13名、町内の小中学校に配置した。次年度以降についても、各校の状況を鑑み、適切な人員配置を行っていく。

5 関連するSDGsの目標



施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (2) 教育の機会均等など学びのセーフティネットの構築

第 5 期芽室町後期総合計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

本町の就学援助を受けている児童生徒の割合（5月1日時点）は、令和3年度は11.1%であり、平成29年度が15.7%であったことから、児童生徒数の減少等により年々認定率が下がっているものの、一定の割合で経済的な理由により、子どもを学校に通わせることが困難な家庭があります。

本町では、平成29年度に「芽室町子どもの貧困対策 対応指針」を策定し、庁内外各機関での発見・対応策の共通認識を図っているところですが、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また家庭の経済状況によって子どもが進学を断念することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、児童生徒が家事や家族の世話について、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーが、道の実態調査では道内の中学生で約4%確認されており、また、家庭の経済的な理由等で生理用品を購入できない児童生徒がいるという「生理の貧困」問題もあります。これらの問題は表面化しにくい傾向にあるため、子どもと接する時間が長く、ヤングケアラー等を発見しやすいとされる学校において、ヤングケアラー等に対する教員の理解をより深めるとともに、町の関係機関と連携し、一人ひとりの子どもの実情に応じた支援を行うことが必要です。

2 施策の概要

経済的な理由で子どもの就学の機会が損なわれることのないよう、就学に係る経済的支援を推進します。

ヤングケアラーや生理用品の入手に困難が生じている児童生徒の実情に応じた相談機会を確保することや、学校においてヤングケアラー等への早期発見・早期対応できる体制を構築できるよう、教職員への研修の充実に努めるとともに、学校と町の関係機関が連携したきめ細やかな支援体制の充実に努めます。

3 施策の主な取り組み

ア 要・準要保護児童生徒就学支援事業の実施

- ①保護者が安心して子どもを就学させることができるよう、学用品費等の援助を実施します。
- ②全ての保護者に対して、学校を通じて制度のお知らせと申請書を配付するほか、広報紙など

を通じて周知するなど、周知の徹底に努めます。 ③必要な時期に必要な援助ができるよう、希望者に対し、「新入学用品費」を入学前に支給します。 ④申請時の聞き取りの内容によっては、必要に応じて相談機関の情報提供を行います。
イ 私立高等学校授業料補助の実施 ①学費の負担の大きい私立高等学校へ子どもを通学させている保護者に対し、負担軽減のため、授業料の一部を補助します。 ②関係高等学校と連携し、対象となる方に制度のお知らせを送付するほか、広報紙などを通じて周知の徹底に努めます。
ウ 大学等奨学金貸付事業の実施 ①家庭の経済状況によって進学を断念することがないよう、無利子で大学等奨学金を貸付します。 ②奨学金が必要な方が必要な時期に借入れができるよう、通年貸付及び新入学生に対し、入学前貸付を実施します。 ③「人口減少克服・地方創生」の視点から、貸付者が卒業後、一定期間芽室町に居住し就業した場合、償還金の一部を一定の間免除する制度を実施します。
エ ヤングケアラー等の児童生徒の状況に応じた支援体制の充実 ①コロナ禍における「生理の貧困」に対応するため、各学校の女子トイレに生理用品を配備するとともに、ヤングケアラー等への対応に向けて、地域、関係機関との連携の充実に努めます。 ②学級担任・養護教諭などの学校職員やスクールライフアドバイザーによる日常的な相談体制の充実に努めます。 ③支援の在り方についての理解の深化を図る教員研修の充実に努めます。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (R3)	R4 年度 実績	R5 年度 実績	R6 年度 実績	R7 年度 実績	目標年度 (R8)
①教育の機会均等などの確保に向けた各種制度の周知徹底	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■評価・振り返り

①各種制度については、保護者への通知や町 HP、広報紙等で周知を行っている。

※今後も継続して周知を行い、就学に係る経済的支援の推進を図る。

5 関連するSDGsの目標



施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (3) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

第 5 期芽室町総合計画後期実施計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たすものであるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、安全性の確保は極めて重要であり、老朽化改修や多様なニーズに対応するための整備が求められています。また、Society 5.0 時代においては、社会のあらゆる場所で、ICT の活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、タブレットなどの ICT 機器を身近なツールとして活用して学ぶ中で、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められます。令和2年度から順次実施された新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、ICT 環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示されました。

教職員は、児童生徒の教育に直接携わる教育の専門家として、資質・能力の向上や法令順守・不祥事の未然防止と服務規律の徹底が求められています。また、長時間労働の社会問題化に対応する、時間外勤務の縮減に向けた取り組みが必要であります。

教職員の福利厚生の実施のうえから、老朽化した教職員住宅の整備・解体など、計画的な改修・修繕が求められています。

また、児童生徒の減少や保護者の多様なニーズへの対応、教育の質的向上を図るため、小中学校配置計画及び、特定地域における学校選択を認める特定地域選択制度の継続推進が必要です。

2 施策の概要

安全・安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化や多様化する教育内容・方法に対応するため、学校施設・設備やハード・ソフト・人材を一体とした ICT 環境の整備を進めます。

教職員の法令順守及び不祥事の未然防止と服務規律の徹底を図るとともに、働き方改革の推進に取り組みます。

「教員住宅の在り方基本方針」をもとに、管理戸数の見直しや老朽化した住宅の計画的な改修・修繕に取り組みます。

3 施策の主な取り組み

ア 学校施設等の老朽化対策としての長寿命化改修の計画的な実施 ①施設の老朽化対策として、長寿命化改修等を計画的に実施するとともに、多様なニーズを把握し、計画的な整備に努めます。 ②非構造部材の耐震対策による教育環境の質的向上に努めます。
イ ICT・教材備品等の環境整備 ①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けたICTの活用及び普及を推進し、教員のICTを活用した指導力向上に努めます。 ②「芽室町教育委員会 ICT整備・活用指針」に基づき、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置付け、ICTを活用したあらゆる学習を実現するため、ハード・ソフト・人材を一体としたICT環境整備に努めます。 ③学校における情報セキュリティの確保に努め、インターネット利用ルールの定着と情報モラル教育を推進します。 ④タブレットや電子黒板、及びプログラミング的思考の育成を図る学習教材やAIドリルを活用し、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた個別最適な学びと協働的な学びを推進します。 ⑤学校図書館の充実や、学校要望を踏まえた時代に応じた教材備品の整備に努めます。
ウ 課外学習環境の整備 ①ICT教育の更なる進展、登校に困難を抱える児童生徒の増加など、多様な学びの充実が求められる中、学校以外での自己学習の場や学力向上を補完できる課外学習環境の整備に努めます。
エ 登下校時の安全・安心の運行管理徹底 ①遠距離児童生徒の通学手段であるスクールバスの安全運行を推進し、自然災害など非常時対応の徹底に努めます。 ②学校、教育委員会、道路管理者、地元警察署等による合同点検の実施など、「芽室町通学路交通安全プログラム」に基づく効果的な取組を推進します。
オ 教職員の資質向上と組織の活性化 ①法令順守の徹底を図るとともに、不祥事の未然防止と服務規律の徹底に努めます。 ②芽室町立学校における働き方改革プランに基づき、校務支援システムの追加導入や部活動担当にかかわる負担の軽減、地域移行の検討など教職員の時間外勤務等の縮減に向け取り組みを進めます。
カ 教職員住宅の適正な維持管理 ①「教職員住宅の在り方基本方針」をもとに、管理戸数の見直しや、老朽化した住宅の計画的な改修・修繕に取り組みます。
キ 小中学校配置計画の見直しと推進 ①望ましい学びの環境づくりのための、学校の適正配置・適正規模を検討し、今後の児童生徒

数の推移などを基にした、学校配置計画の見直しを行います。

②保護者等の意見等を踏まえた、学校選択を認める特定地域選択制度を継続して実施します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (R3)	R4 年度 実績	R5 年度 実績	R6 年度 実績	R7 年度 実績	目標年度 (R8)
①時間外在校等時間が1か月45時間以内となる教職員の割合	86.6%	86.8%	87.5%	89.6%	92.8%	100%
②学校図書館図書標準の達成率	小 109.7%	小 110.9%	小 123.0%	小 123.9%	小 120.9%	100%以上
	中 112.6%	中 118.2%	中 106.0%	中 109.4%	中 113.0%	

■評価・振り返り

①令和7年度時点では、芽室町立小・中学校全体の教職員の時間外在校等時間については目標数値に達していない状況であるが、基準年度に比べて6.2%増加している。

②小学校、中学校ともに継続して目標数値に達している状況である。

※①芽室町内小中学校の現状や認識を確認し、次期芽室町立学校における働き方改革推進プランを策定し、教職員の働く環境改善につなげていく。

②については、今後についても取り組みを継続し、質の高い教育環境の整備推進を図る。

5 関連するSDGsの目標



施策目標 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目 (1) 地域とともにある学校づくりの推進

第 5 期芽室町後期総合計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

1 現状と課題

少子高齢化や地域社会のつながりの希薄化等が進む中、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校と地域がパートナーとして連携し、協働による取り組みを進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標や将来像を共有することが重要であります。

本町においても、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を導入し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって地域とともにある学校づくりを進めているところですが、保護者及び地域住民などの学校運営への更なる参画の促進及び連携強化が求められています。

また、本町においては、上美生地区山村留学推進協議会が中心となって留学生の受け入れを行っており、児童生徒の増加はもちろん、上美生小学校及び同中学校下の地域活性化につながることから、山村留学制度の継続、推進が求められています。

2 施策の概要

児童生徒の発達段階を踏まえた教育活動の連続性と、教育課程の編成・実施や指導方法の工夫改善などを通じた学校運営の充実を図り、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えていくため、保護者や地域の人たちが学校運営に参画するなど、地域とともにある学校づくりを推進します。

また、恵まれた自然の中で、他校や異なった地域出身の児童生徒などとの交流を通し、豊かな情操などを育てるため、協議会と家庭・学校・行政の協力体制による山村留学制度の推進に努めます。

3 施策の主な取り組み

ア コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携・協働の推進

①保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進及び連携強化を図り、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」に寄与する学校運営協議会制度を推進します。

イ 山村留学制度の推進

①上美生小・中学校では、地域との連携を図りながら山村留学を継続して推進します。

ウ 食と農をつなぐ食農教育の推進

①義務教育課程での総合的な学習の時間などにおける農業体験や学校農園活動の取組、職業体験等を通じて、食と農に関する興味、関心を高めるとともに、基幹産業である農業に対する理解や郷土を愛する心を育むため、食農教育を推進します。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (R3)	R4 年度 実績	R5 年度 実績	R6 年度 実績	R7 年度 実績	目標年度 (R8)
①（新）全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」「どちらかといえば考えることがある」と回答した児童生徒の割合	小 6 46.3% 中 3 40.2%	小 6 41.7% 中 3 37.7%	小 6 73.4% 中 3 61.0%	小 6 78.6% 中 3 82.7%	小 6 86.4% 中 3 77.5%	小 6 53.0% 中 3 44.0%
②全国学力・学習状況調査において、「保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれる」「参加してくれる」と回答した学校の割合	100%	100%	100%	令和6年度 当該設問 廃止	令和6年度 当該設問 廃止	100%

■評価・振り返り

①令和7年度時点では、小学生、中学生ともに目標数値に達している状況である。

小学生においては、目標数値より33.4%高くなっており、基準年度に比べても40.1%増加している。

中学生においては、目標数値より33.5%高くなっており、基準年度と平部でも37.3%増加している。

②令和4年度からすべての学校で達成されている状況であったが、令和6年度から当該設問が廃止となっている。

※目標達成に向けては、「郷育・夢育」を通してふるさとへの愛着や児童生徒が夢に向かい挑戦する心を育むとともに、地域と学校が連携し子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を推進し、目標達成を目指す。

5 関連するSDGsの目標



施策目標 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目 (2) 社会教育の推進と文化・スポーツの振興

第 5 期芽室町総合計画後期実施計画

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

政策 2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

政策 2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

1 現状と課題

本町では、町民が心豊かに健康で充実した生涯を送るため「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整え、学びのきっかけづくりに文化、スポーツのあらゆる場面で取組んできました。

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身に着ける必要があります。そのため、コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の実践・充実や、将来社会で活躍できる人財育成を目指した芽室ジモト大学の実施、ふるさと芽室を学ぶ施設である「ふるさと歴史館」の充実など、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

中央公民館や図書館などの社会教育施設は町民の学習活動の拠点であることから、学習機会の提供、情報発信に努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新を行う必要があります。

町内の社会体育施設は、公共施設等総合管理計画と社会体育施設再整備構想に基づき、適切な施設の更新や維持管理などを行う必要があります。喫緊の課題として老朽化の著しい町営水泳プールの建替事業を実施し、令和 5 年度から新プールの供用を開始します。

町営水泳プールの建替事業実施後の社会体育施設整備については、旧プールの跡地や総合体育館を含めた芽室公園内施設の整備に加えて、町全体の施設について計画的に整備を進める必要があります。

少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、高齢者をはじめ、現役・壮年層が生涯健康で生きがいをもって生活することが、地域社会の充実につながると考えられます。芸術・文化、スポーツをはじめ多様化するニーズに対応した学習活動等への支援が必要となります。

発祥の地であるゲートボールは、昭和 22 年に本町で考案されて以降、高齢者を中心に親しまれてきたスポーツであり、これまで全国各地から多くのゲートボール愛好者を迎えて全国大会を開催するなど、競技の普及、振興に努めてきましたが、競技人口は急激に減少しており、競技としての存続自体が危惧される状況です。

このことから、ゲートボールの再生に向けたさまざまな取組を、町主導のもと関係機関・団体との連携により加速させる必要があります。

また、スポーツ活動における指導者の高齢化やなり手不足に対する支援、多様化するスポーツ機会に対するニーズへの対応策を早急に検討する必要があります。

今後も個々の町民が生涯にわたり、積み重ねる年齢とともに、いきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指し、社会教育の推進と文化・スポーツの振興を図っていく必要があります。

2 施策の概要

学習機会や場の提供など学習環境の充実を図り、文化・スポーツ活動への参加の促進を図るとともに、文化財の収集・活用を行います。

3 施策の主な取り組み

ア 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実

- ①「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができるよう、また、子どもの豊かな心を育むため、寺子屋めむろや野外体験活動の充実を図るとともに地域人材の活用に努めます。
- ②国内外への派遣研修の充実や各種リーダー養成研修会など、青少年の資質向上に努めます。
- ③食育の推進のため地元の安全安心な食材を使った体験学習や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、規則正しい生活習慣の定着を図ります。
- ④乳幼児期や児童・生徒の読書習慣の導入に効果的なブックスタートや朝読書、団体貸出、移動文庫などを継続し子どもの読書活動の推進を図ります。
- ⑤地域の課題や良さを見つけ、地域社会に主体的に参画できる人財育成を目指し、芽室ジモト大学事業をはじめ、関係機関・団体とともに、地域と連携した取組を継続し、実施します。
- ⑥児童、生徒の文化芸術鑑賞を支援し、鑑賞機会の充実を図ります。

イ 地域学校協働活動の推進

- ①コミュニティ・スクールの活動において、地域と学校が連携し、子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の充実を図ります。
- ②地域住民が持つ知識や技術を地域学校協働活動に活かすことにより、多くの幅広い年齢層の地域住民の参画を推進し、地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化に繋がります。

ウ 生涯学習支援体制の充実と芸術文化活動の推進

- ①町民が自発的意思に基づき学習活動に取り組むきっかけづくりを支援するために、さまざまな施設での教室・講座やグループでの取組など、学習情報の提供に努めます。
- ②各種講座受講生や個人活動のサークル化の促進や文化活動などの情報提供に努め、文化活動をはじめめるきっかけづくりの推進や、文化活動に対するニーズの多様化に対応します。
- ③町民の創作活動の発表の場である町民文化展や町民文芸発行を支援します。

エ 社会教育・社会体育施設の機能の充実

- ①社会教育施設は各種活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。
- ②ふるさと歴史館は展示のリニューアル、体験コーナーの活用を進めます。

③図書館においては図書館機能に求められる電子書籍について、年次計画に基づく計画的な導入を進めます。 ④社会体育施設は、指定管理者との連携により適切な維持管理や施設運営に努めるとともに、社会体育施設再整備構想に基づく計画的な整備を進めます。 ⑤新たな町営水泳プールの供用開始に伴い、接続する施設や総合体育館を含めた複合機能一帯のサービス向上を図り、町民の健康増進とスポーツ振興に努めます。
オ 社会教育関係団体の支援 ①これまで取り組まれてきた地域活動を継続するため、PTAや青少年健全育成協議会など関係団体をはじめ、子ども会や家庭教育学級などの活動を支援します。 ②文化協会や郷土芸能メムオロ太鼓保存会に対し活動支援や助言などを行います。 ③自主的な各種スポーツ競技団体の活動に対し、体育会や少年団本部と連携し、団体を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を整備します。 ④プロスポーツなどでの活動経験を持つ選手や指導者などの協力を得て、子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験できる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会を提供します。 ⑤スポーツ活動における指導者不足に対する支援策として、指導者派遣の活用や新たな活動主体の構築などを検討し、安定的な指導者の確保と継続して取り組むことが可能な組織体制の強化を進めます。
カ 高齢者の学習機会の充実と社会参加の促進 ①高齢者の学習機会である「めむろ柏樹学園」は、カリキュラム内容の充実を図りながら継続します。 ②高齢者がこれまで培った知識、技能を生かし、指導などを通じて子どもたちと交流を図るなど社会参加の機会を提供します。 ③次代に「高齢者」となる現役・壮年層以上を対象に、生活課題・地域課題に対応した学習プログラムの提供を、また、趣味・文化・スポーツ等広範囲にわたって地域と繋がりあい、相互に教えあう仕組みづくりを進めます。
キ 文化財の調査・保護の推進 ①町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護を行います。 ②町民などが保有している貴重な資料などについて所在調査を行います。
ク 発祥の地ゲートボールの普及振興 ①ゲートボールの再生に向けて、日本ゲートボール連合が取り組む「ゲートボール再生プロジェクト」と本町の普及活動「挑戦の流儀」に基づき、ゲートボールの灯を絶やさず再燃させることを目指します。 ②ゲートボール発祥の地として、ゲートボールが幅広い年齢層で手軽に取り組める競技と感じられる環境づくりに努めます。 ③町内の小中、高校生を対象とした体験教室の実施、道外の高校ゲートボール部を対象とした合宿誘致、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、青少年層への競技普及に対する支援を行います。

4 施策の方向性（成果指標）

指 標	基準年度 (R3)	R4 年度 実績	R5 年度 実績	R6 年度 実績	R7 年度 実績	目標年度 (R8)
①児童生徒の社会教育事業 参加人数	419 人	274 人	291 人	457 人	359 人	1,190 人
②芽室町内の体育施設利用 者数	124,734 人	140,741 人	165,505 人	170,651 人	205,640 人	180,000 人
③文化活動への参加者数	1,172 人	1,369 人	1,439 人	1,562 人	1,592 人	1,400 人

■評価・振り返り

①令和 7 年度時点では目標数値に達していない状況である。目標数値より 831 人少なく、基準年度に比べても 60 人少ない。

②令和 7 年度時点では目標数値に達している。令和 4 年度より、年々、体育施設の利用者数が伸びており、令和 7 年度時点では 25,640 人目標数値を上回っている。

③令和 7 年度時点では目標数値に達している。目標数値より 192 人多く、基準年度に比べても 420 人多い。

5 関連する SDG s の目標



【参考資料】

第2期芽室町教育振興基本計画策定経過

月 日	内 容
令和4年6月1日 芽室町役場地下第5・6会議室	第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長の選出 ・諮問書交付 ・評価、振返り
令和4年7月27日 芽室町役場2階第7・8会議室	第2回策定委員会 ・第2期芽室町教育振興基本計画(素案)の検討
令和4年9月28日 芽室町役場2階第7・8会議室	第3回策定委員会 ・第2期芽室町教育振興基本計画(素案)の検討
令和4年11月15日 芽室町役場3階委員会室	町議会 第14回厚生文教常任委員会 ・第2期芽室町教育振興基本計画(案)策定について
令和4年11月21日	まちづくり意見募集(パブリックコメント) ・期 間 ～令和4年12月20日 ・公表場所 教育委員会事務所窓口、すまいるボード、町ホームページ、町公式ライン、町 Facebook ・募集方法 ホットボイスはがき、郵送、FAX、電子メール ・意見状況 3件

令和5年2月6日 芽室町役場2階第7・8会議室	第4回策定委員会 ・第2期芽室町教育振興基本計画(最終案)の答申について
令和5年2月22日 芽室町役場2階第7会議室	第15回芽室町教育委員会会議 ・第2期芽室町教育振興基本計画策定(議案第48号)

第2期芽室町教育振興基本計画（原案）の諮問

教 推 第 80 号
令和4年6月1日

芽室町教育振興基本計画策定委員会
委員長 西 村 嘉 博 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

第2期芽室町教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関し必要な調査と審議を行い、答申を受けたくここに諮問します。

記

諮問事項

第2期芽室町教育振興基本計画の策定

諮問理由

現在の芽室町教育振興基本計画が令和4年度をもって計画期間が終了することから、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする「第2期芽室町教育振興基本計画」の策定について、貴委員会に原案を諮問するものであります。

（教育推進課教育総務係）

第2期芽室町教育振興基本計画（原案）の答申

令和5年2月6日

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁 様

芽室町教育振興基本計画策定委員会
委員長 西 村 嘉 博

第2期芽室町教育振興基本計画の策定に関する答申

令和4年6月1日付け教推第80号で諮問のあった、第2期芽室町教育振興基本計画の策定について、次の意見を付して答申します。

記

- 1 第2期芽室町教育振興基本計画（案）の策定にあたって、委員会における意見・提言がありましたので、今後、事業を推進する際には、これらの意見・提言を十分踏まえて取り組むようお願いします。

○芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

平成29年 3 月 29 日 条例第16号

芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、芽室町教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、芽室町教育振興基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芽室町立学校の教職員
- (3) 芽室町立学校の保護者
- (4) 芽室町社会教育委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係る答申をもって終わる。

2 委員の欠員により新たに委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、必要があるときは、教育委員会において招集することができる。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

芽室町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所属等	備 考
学 識 経 験 者	内山 智伸	十勝立正学園芽室幼稚園 理事長	
	村椿 武彦	北明やまざと幼稚園 園長	
	俵 英生	北海道芽室高等学校 校長	
	嶋野 幸也	白樺学園高等学校 校長	
	西村 嘉博	元芽室町教育委員会教育長職務代理者	委員長
教 職 員	阿部 立	芽室西小学校校長	芽室町校長会
	新町 洋行	芽室小学校教頭	芽室町教頭会
	岡久めぐみ	芽室西小学校教諭	北海道教職員組合 十勝支部芽室支会支会長
保 護 者 代 表	鈴木 嗣人	芽室町PTA連合会 会長	
	山川 昌則	芽室町PTA連合会 副会長	
社 会 教 育 委 員	岩野 真志	社会教育委員 委員長	副委員長
	吉野 文智	社会教育委員	
	島影 由里香	社会教育委員	
	鈴木 修	社会教育委員	
	佐藤 英樹	社会教育委員	
そ の 他	高野 功恵	芽室町指導農業士農業士会 会長	食農担当
	土屋 直道	芽室町地域学校協働本部 副会長	コミュニティ・スクール
	三上 智弘	十勝管内教育研究サークル協議会 事務局員	ICT 担当